

医療法人社団 医新会 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第一条 この規程は、医療法人社団医新会が開設する指定居宅介護支援事業所「居宅介護支援事業所 縄文の里 長瀬倶楽部」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条 事業の実施に当たっては、要介護状態等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 - 3 居宅介護支援等の提供に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、要介護者等に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に支援を行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 縄文の里 長瀬倶楽部
- 二 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字岩田587番地(介護老人保健施設 縄文の里 長瀬倶楽部内 1階)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1人(常勤職員 1人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。管理者自らも居宅介護支援業務等を行うものとする。
- 二 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

三 事務員 1人

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 8時から17時までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援等の提供方法、内容及び利用料等)

第六条 居宅介護支援等の提供方法、内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 第三条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- 二 課題分析表の種類 ケアマネジメント実践様式（縄文の里 長瀬倶楽部版）
- 三 サービス担当者会議開催場所 第三条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- 四 居宅訪問の頻度 月1回以上
- 五 モニタリングの結果を記録 月1回以上

2 第七条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常の事業の実施地域から、片道おおむね10キロ未満 500円
- 二 通常の事業の実施地域から、片道おおむね10キロ以上 1000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第七条 通常の事業の実施地域は、長瀬町、皆野町、秩父市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第八条 事業所は、要介護者等の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 要介護者等及びその家族からの苦情体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（要介護者等の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる要介護者等を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第九条 事業所は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 虐待防止に関する研修 年2回
- 三 権利擁護に関する研修 年1回
- 四 認知症ケアに関する研修 年1回
- 五 介護予防に関する研修 年1回
- 六 感染症に関する研修 年2回

- 2 従業員は、職務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業員ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団 医新会 理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この運営規程は、平成25年7月1日より施行する。

附則

この運営規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この運営規程は、令和4年1月1日より施行する。